

第1条(総則)

お客様(以下甲といいます)とティプス株式会社(以下乙といいます)との間の賃貸借契約(以下レンタル契約といいます)について、別に契約書類を作成しない場合には、以下の条文の規定を適用します。

第2条(物件)

乙は甲に請求書記載の物件(以下物件という)を賃貸し、甲はこれを借り受けます。

第3条(レンタル期間)

- ①レンタル期間は請求書に記載する期間とし、乙が甲に物件を引き渡した日の翌日をレンタル開始日、甲が乙に当該物件を返還する日をレンタル終了日とします。
- ②この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了の日まで解除し、又は終了させることができません。

第4条(料金)

甲は、乙に対して請求書記載のレンタル料を請求書記載の支払い方法によって支払います。

第5条(物件の引渡し)

乙は甲に対し、物件を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日の前日に引渡し、甲は物件をレンタル終了日に返還します。物件の引渡し及び返還に要する運送費等の諸費用は甲の負担とします。

第6条(担保責任)

乙は甲に対して、引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については担保しません。

第7条(担保責任の範囲)

- ①レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により物件が正常に作動しない場合は、乙は物件を速やかに交換し、又は速やかに修理します。この場合、乙は物件の交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。
- ②乙は前項に定める以外の責任を負いません。

第8条(物件の使用、保管)

- ①甲は物件を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担します。甲は物件をその本来の使用目的以外に使用しません。
- ②甲は乙の書面による承諾を得ないで物件の譲渡、転貸及び改造をしません。また甲は物件を分解、修理、調整したり、貼付された乙の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去し、汚染しません。
- ③甲が物件をレンタル明細書記載の設置場所以外に移動する場合には、乙の書面による承諾を得ます。
- ④乙又は乙の代理人は、いつでも物件をその設置場所で点検できます。

第9条(物件の使用管理義務違反)

物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損または物件の返還不能についての危険は、天災地変その他原因のいかんを問わずすべて甲が負担します。ただし、通常の損耗は、この限りではありません。

第10条(物件の保険)

- ①乙は物件に対し、再購入代金又は修理費用を保険金額とする動産総合保険普通保険約款による動産総合保険を付保します。
- ②物件に保険事故が発生した場合には、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、乙の保険金受領手続きに協力します。
- ③甲が前項の義務を履行した場合には、甲が乙に賠償しなければならない第9条の金額について、乙が受領した保険金の限度でその義務から免れます。

第11条(レンタル解約申し入れ)

- ①甲はレンタル期間中といえども、甲の申し出により物件を乙の指定する場所に返還してこの契約を解除することができます。この場合、レンタル料金の精算は、請求書記載のレンタル料によらず、別途乙が甲に交付する乙所定の価格表(以下「価格表」という)に基づいて算出した解約日までをレンタル期間とするレンタル料に基づくものとする。

第12条(履行遅滞等)

- ①甲が次の各号の一つに該当するときは、乙は甲に対して通知又は催告をしないでレンタル契約を解除し物件の返還を請求することができます。
 - 一、レンタル料等の支払を一回でも遅滞したとき。
 - 二、レンタル契約の条項の一つにでも違反したとき。
 - 三、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申立、公租公課滞納処分を受け、又は整理、和議、民事再生、破産、会社更生などの申立があったとき。
 - 四、手形又は小切手を不渡りにしたとき。
 - 五、営業の廃止、解散の決議をし、又は業務停止の処分を受けたとき。
 - 六、乙が甲の代表者と連絡が取れなくなったとき、又は甲が死亡したとき。

- 七、甲が住所を日本国外に移転しようとしたとき。
- 八、経営が著しく悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ②前項に基づき、乙が物件の引取りを行う場合、乙又は乙の代理人は、いつでも物件の所在する場所に立入り、これを搬出し、引取ることができます。
- ③第一項各号の事由が生じた場合、乙は通知又は催告をしないでレンタル期間を短縮し、甲に対し、第11条2項に定めるレンタル期間短縮調整金の支払を請求することができます。
- ④乙によって前2項の処置がとられた場合でも、レンタル契約に基づくその他の甲の義務は何ら免除されません。
- ⑤レンタル契約に基づく甲の義務の不履行に関する一切の費用は、甲の負担とします。
- 第13条(遅延利息)
甲がレンタル契約に基づく債務の履行を遅滞したとき、甲は乙に対し、支払うべき金額に対し、支払済に至るまで年率14.6パーセントの割合による遅延利息を支払います。
- 第14条(物件の返還遅延の損害金)
甲は乙に対して物件の返還をなすべき場合、その返還を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返還の完了日までの遅延損害金を支払います。この場合、遅延期間1ヶ月当たりの損害金は、レンタル明細書に記載する月額レンタル料に相当する金額とします。なお遅延期間が1ヶ月以内の場合にもその端数を切り上げ1ヶ月とみなし、日割計算は行ないません。
- 第15条(相殺の禁止)
甲は、レンタル契約に基づき乙に対し負担する債務を、乙または乙の継承人に対する甲の債権をもって相殺することはできません。
- 第16条(乙の権利の譲渡)
乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関又はリース会社等第三者に譲渡し、若くは担保に差入れることができません。
- 第17条(ソフトウェアの複製等の禁止)
甲は物件の一部を構成するソフトウェアがある場合、それらソフトウェアに関して次の行為を行うことはできません。
(1)有償、無償にかかわらずソフトウェアを第三者へ譲渡し、又は使用権設定を行うこと。
(2)ソフトウェアを複製すること。
(3)ソフトウェアを変更し、又は改作すること。
- 第18条(情報)
レンタル期間中、又は甲が乙に物件を返還した後であるかに関わらず、また物件の返還の理由の如何を問わず、物件の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求をせず、且つ著作権、ノウハウ、その他の知的所有権の行使をしません。
- 第19条(合意管轄)
レンタル契約について訴訟の必要が生じたときは、京都地方裁判所または京都簡易裁判所を管轄裁判所とします。
- 第20条(レンタル料金表、料金制度表、特記事項)
①甲は乙から、乙所定のレンタル料金表及び追加レンタル料金表、料金制度表を受領し、説明を受け、了承しました。
②本約款の各条項に定めていない事項又は本約款の各条項と異なる取決めについては、レンタル明細書の特記事項に定めるところによります。
- ご注意事項
レンタル開始日以前にお申込の取り消しを行う場合は申込み期間料金合計額の一割相当の解約料金をお支払いいただきます。